

平成24年3月30日

復興庁

復興推進計画の認定について

2月6日付けで、岩手県から申請があった、税制上の特例措置及び薬事法施行規則の特例措置を講じる復興推進計画について、3月30日付けで認定します（認定番号岩手第2号）。概要は以下のとおりです。

●概要

税制上の特例措置を活用し、電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業等の集積を目指すとともに、薬事法施行規則の特例措置により、医療機器製造販売業等の責任者等の資格要件を緩和。これらの特例の活用により、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用を促進。

●産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）

【対象区域】 県内全市町村

【集積を目指す業種】 電子機械製造関連産業、医薬品関連産業、自動車関連産業、木材関連産業、観光関連産業、食品関連産業、水産関連産業等

●薬事法施行規則の特例（医療機器製造販売業等の許可基準の緩和）

【特例の内容】

医療機器製造販売業の責任者等に必要な資格要件のうち、特別講習の実施を条件に、3年実務経験の要件を緩和する。

【対象区域】 県内全市町村

認定を受けた復興推進計画については、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

なお、認定書の交付を以下のとおり行う予定です。

平成24年3月30日（金）8時50分 於：岩手復興局

（上記時間は、変更となる可能性があります。）

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、塚野、坂口

TEL：03-5545-7365

岩手復興局 柏、五戸、高木

TEL：022-266-2166